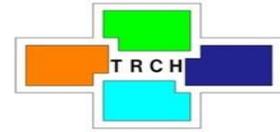


NEWS 88

～ 少年鑑別所 - 地域とつながる施設 - ～



本号は、少年鑑別所について、ご紹介します。

少年鑑別所とは

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、**鑑別※1**を行うこと、②家庭裁判所により観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、**観護処遇※2**を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする施設です。

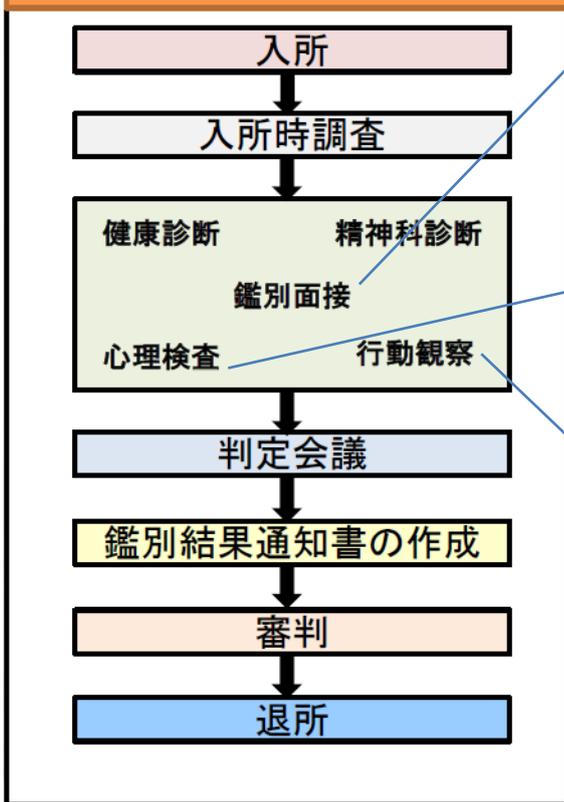
※ 観護措置による収容期間 ～ おおむね4週間ですが、特に必要のある場合は、家庭裁判所の決定で延長されることがあります。(最長8週間)



※1 **鑑別**とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的な知識及び技術に基づき、対象者の非行又は犯罪に影響を及ぼした原因等を明らかにして、立ち直りに必要な指針を示すことです。

※2 **観護処遇**とは、少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て(鑑別は除く。)をいい、情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた働き掛けを行って、その健全な育成に努めています。

鑑別の流れ



【鑑別面接】

これまでの生活や非行の動機等について話し合い、非行の背景や少年の心情、考え方の特徴を理解するための面接です。



【心理検査】

知能検査や性格検査を実施し、少年の内面や特徴を明らかにするための検査を行います。



【行動観察】

普段の生活ぶりを観察する通常の行動観察と作文や絵画の作成等の意図的に場面を設け、そこでの行動を観察する意図的行動観察があります。これらの観察により、意欲・生活態度・対人関係の持ち方などを捉えます。

観護処遇の例

学習支援

希望により、教科等の学習支援を行います。



講話

「就労の心構え」、「性と命の大切さ」などの講話を行うこともあります。

図書貸出

幅広いジャンルの図書を取り揃えています。



助言・相談

一人一人に担任教官がつき、個別に対応します。



観護処遇ってどんなことしてるのかな？



地域援助

少年鑑別所は、これまでに培ってきた専門的な知識や技術を活用して、地域社会の非行・犯罪の防止に貢献するため「法務少年支援センター」という名称で、地域の相談機関として活動を行っています。



法務少年支援センターがどのような支援・活動を行っているかご紹介します。

地域とつながり、地域に根付いた施設になるために頑張っています！



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。



1 能力・性格の調査

関係機関・団体、ご本人、ご家族からの依頼を受けて、お困りのこと等に合わせて、心理検査や適性検査を行います。また、依頼があれば、ご本人やご家族の方にも結果を分かりやすく説明します。

2 問題行動の分析や指導方法等の提案

問題行動等のお困りのことについて、面接や心理検査などを行った上で、どうして問題行動が生じているか、どのように指導・支援に当たればよいのかなどについて提案します。

3 ご本人やご家族に対する心理相談

関係機関・団体からの依頼を受けて、ご本人やご家族の方との心理相談を行います。

4 事例検討会（ケース会議）等への参加

関係機関・団体からの依頼に応じて、問題行動等のある方の支援に関する事例検討会などに参加し、見立てや指導方法に関する助言・提案を行います。



5 研修・講演

地方公共団体、学校、福祉、更生保護等の関係機関・団体の皆様が主催する研修会、講演会などで、非行・犯罪、子育ての問題、思春期の子供の行動理解と教育方法や指導方法などについて分かりやすく説明します。

6 法教育授業等

法務省では、法教育に関する様々な取組を推進しています。児童・生徒等を対象として、非行少年に対する司法手続や処分の種類・内容などについて法教育授業（いわゆる「出前授業」）を行うほか、教員の方への研修もお受けしています。

法務少年支援センターでは、未成年に限らず、成人の方のご相談にも応じています。例えば、罪に問われた障がい者・高齢者の方などに対して、地方公共団体、地域生活定着支援センター、福祉機関等と多機関連携の下で支援等を行うこともあります。各種支援については、最寄りの法務少年支援センターにお気軽にご連絡ください。

全国共通相談ダイヤル 0570-085-085
(最寄りの法務少年支援センターにつながります)

相談無料

松山	089-952-2846	高松	087-834-7112
高知	088-872-9330	徳島	088-652-4115

【問合せ先】

法務省高松矯正管区更生支援企画課

〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎

TEL: 087-822-4460